

茨城縣の災害救濟土木事業 の執行と其の前後の情況（一）

瀧川勸則

一、原因たる災害の大要と被害の程度

昭和十三年六月深刻廣範なる災害に襲はれ多數の罹災者を出した爲之が救濟の目的を以て昭和十三年度より昭和十四年度に掛け災害直後約十箇月の實施期間を豫言して災害救濟事業を執行したのであるが、此の事業は去る大正十年執行された災害地方應急事業と略其の目的を同しくするものであるが、計畫の基礎と施行の時期と執行の速度とに於て大いに異なる所があるから、参考の爲にもと玆に其の大要を述べて見たいと思ふ。

昭和十三年は我茨城縣に取つては寛に不幸な年であつた。六月から九月の間に三回の災害があり其の内第一回（自六月三十日）十八日至同は正確な記録を得て以來最大なものであつた、

第一回（自八月二十七日）の災害はさ程大きなものでなく平常の場合であつたら何等恐るゝに足らない程度のものであつたが六月の災害でかなり緩んで居つた工作物を手ひどくやられたのであつた、第三回（自八月三十一日）災害は那珂川に於ては六月の洪水以上の水位を示し被害も相當大きかつた、水戸市水道課長高橋六郎氏の調査推定に依れば九月の災害に於ける那珂川の水位（八米四六）は慶長七年（三百三十六年前）以來第四位に位する大洪水であつたと言はれる。高橋氏が苦心蒐集して證馮に依り算出した過去の記録は第一位が天明六年七月（百五十四年前）水位九米〇五、第二位は慶長七年六月水位八米七三、第三位は享保八年八月（二百十五年前）水位八米四九と云ふ順序になるのである。

惟昭和十三年に於ける三回の洪水に於て、何と云つも被害の最も大きかつたのは第一回洪水であるから主として第一回洪水に付て被害の程度と被害相とを述べ順次救済事業費算出の基礎、に及ぼうと思ふ。

昭和十三年度の災害は三回とも颪風の中心に這入つた爲に起つたものでなく所謂不連續線が長時間茨城縣を略東から西南に貫く地域に存在し中に移動しなかつた爲に竇された豪雨に起因するものであることを特に銘記したい、茨城縣が去る昭和十年にも相當大きい災害に襲はれて居るが此時にも十三年度の災害と同様颪風の中心に這入つた爲ではなかつた。然るに本年八月四日に起つた災害は颪風の中心が鹿島灘から上陸し北西西に向つて通過した此の颪風は風速二十八メートルを算した猛烈なものであつたに拘らず被害の程度は中心に這入つた本年のものが一番鈍く昭和十三年及昭和十年のものが之に比し極めて大であつた、是を以つて見るも災害時に於ては颪風の中心に這入るか否かは第一義的の問題でなく雨量、地形、風向等尙詳細に且廣範なる監察の下に警戒を怠らざる様注意を必要とする全く油斷は大敵である、例へば裏日本の經驗を持つて来て直ちに表日本の状況を速断するを許さぬ、又一回や二回の経験で大家になろうとしても中々そう巧くは問屋で卸さない。

昭和十三年六月の災害時に於ては水戸に於ける降雨は五十九時間繼續五〇五耗四、(四時間毎の計量に依れば四九一耗三、二十四時間)の最多降雨量は六月二十九日の三一四耗二、總降雨量は六四〇耗に達して居る過去に於ける繼續降雨量の最大は明治四十三年八月の二二五耗八、一日降雨量の最大は大正十年九月の一七八耗五であるから昭和十三年六月の災害に於ける出水量は想像に餘りある試に那珂川と久慈川とに付て調べて見ると前者は青柳に於て七米五五過去の最高は明治二十九年九月の七米四二、後者は額田に於て八米五〇過去の最大は大正九年十月の八米〇二となつて居る而して洪水の氾濫面積は一二四・四八二町歩であるか

二、被害相

茨城縣の災害は大小の差こそあるが地域的に何時も三つの被害相を呈する。大體之を南部、北部、中部の三區域に分つて説明するを便宜とする。南部方面は地勢低濕で河川は鈍流であり湖沼に富むて居るので所謂土木的被害は比較的少ないのである。此方面に於ては特に霞ヶ浦沿岸に於て然前に述べたように大降雨量があつた爲に起つたのであつた

此の平地に降つた雨と洪水位に付ては二つの説が行はれた。素人筋では現に自分の居る場所に大雨が降つて居るのでこの雨は大洪水になると頻りに心配して居つたのであるが玄人筋では上流地方の雨量のみ考察して大洪水になる心配はないと言明して居つた者もあつたようであるが之に反する不幸なる結果が發生したことは寧ろ氣の毒な位であつた、而して被害額は一億圓と計算され經濟部關係のみの被害は六千八百五十三萬一千圓此の内土木の被害は九五四、〇四一三圓、被害箇所數は四一三二、農業土木の被害は七、二四一、八三四圓と云け巨額に昇つたのであつた。

に遅々として平水に復するには數くとも一、二箇月を要するを常とする殊に低濕な耕地は半箇年は手が付けられないと云ふ位である。

霞ヶ浦に付て稍詳細に調べて見ると、平水位はYP上一米一三で此の時の湛水量は五億三千萬立方米と計算される。昭和十三年六月の最高水位はYP上三米二となり此時の滯水量は九億七千萬立方米即ち四億四千萬立方米の増水を見たのであつた、霞ヶ浦の平水時に於ける面積は一万五千五百町歩なるに前記増水量は一萬町歩に氾濫し、霞ヶ浦排水口たる横利根、北利根兩川の狭隘(中六十間乃至七十間)と利根川水位の上昇とに妨げられ六月三十八日の洪水が七月三十日に尙一米六〇八月三日は一米五〇の水位があるので約一箇月間に一米七〇減水せる状態である。土浦町の如きは此の水位上昇に禍され全町二、三米の浸水にて土浦町自貫の地域に締切を施しポンプを以て排水するの儀

を決し直ちに内務省、東電、日製、地元町村の協力に依り七月十三日ポンプの運轉を開始せる結果七月二十三日午後三時まで晝夜兼行約十一日間で大體の排水を終つたのである。此の排水工事に用ひたポンプは八臺四百六十馬力及バーチカルポンプ二臺消防用ガソリンポンプ一臺計十一臺であつた而して排水面積は一平方糸排水量は三百萬立方米であつた。七月二十三日から二十七日までは尙二臺のポンプを存置して湧水及浸透水の排除を行ひ全く排水工事を終つたのであつた。此の劃期的排水事業は當初成功を危む者が多かつたが時の長官挾間茂氏の大英斷に依り着手竟に成功を収めたことは驚嘆に値する、一方農耕地の冠水は長期に亘り、霞ヶ浦沿岸、利根川沿線、飯沼川流域に於ては農作物の腐敗、家畜の斃死、殘存米麥の浸水酸酵等其の慘状は想像に餘りあるものであつた、交通通信の機關は總て杜絶し縣民は全く食ふに食なく、耕さむとして土地なしと云ふ哀れむべき情態に陥つたのであつた、繰へつて北部地域の被害を見るに此の南部地域の被害とは全然其の相を異にし士

地の缺潰、耕土の流失、砂土の堆積、道路橋梁の流失、堤防の破壊等枚挙に暇がない、これ急流地帯に於ける通常の被害相である。又中部地域に於ては南北兩地域の中間相を呈して居る。一番簡単に被害を蒙つたのは刈乾された麥の流失と植付直後の水稻の浮上り流失等であり此の被害は縣下至る所に起つて居る、被害の單位より見れば南部は廣く多額であり北部は狭きも箇所數多く多額に昇つて居る中部

北部の被害に於ては流失の跡へ稻の實播を行ひ或は柄木、群馬方面より殘苗を調達して植付けせめて藁だけの收穫でもとの方法も取り得、畑には胡麻其の他當時播種季にある農作物の種子を縣に於て調達交付する等溺者握藁的應急手段を施し得たるも南部に至つては満々たる滯水を挾手傍観全く施す術を知らざる狀態であつた。従つて次の收穫期まで如何にして多數縣民の生活を維持するやとの大問題に直面したのである。勿論災害直後に於ては罹災の救助に萬全

を期し苟も銃後縣民をして餓に泣かしめ又天壽を缺くが如きことながらしむる様措置したのであつた、第一に斯る非

常時局下に於て最も心すべきは縣民の意氣沮喪を防止すべきであり次に彼等をして自力更生災害復興の意氣を起さしめ以て銃後の缺陷を急據補填し第一戰將來をして後顧の憂なからしむることであらねばならぬそこで罹災救助の次に來るものは救濟事業の實施といふことになるのである。

三 皇室の御軫念

右災害の慘報一度天聽に達するや畏きあたりに於かせられては痛く御軫念あらせられ、畏くも罹災民御救恤の恩召を以て多額の御内帑金下賜の御沙汰あらせられ併せて實情御視察の爲特に侍從を御差遣あらせられ優渥なる聖旨を賜はつた、縣は皇恩の宏大洵に恐懼感激に勝へず聖旨を一般縣民に徹底せしむる爲萬全の策を講じたのであつたが、知事は次の如き告諭を發し縣民の感奮興起を促し轉禍爲福の道に邁進したのであつた。

知事告諭

茲に縣下豪雨の爲稀有の災禍に際會し縣民諸子に告ぐ
畏くも天皇皇后兩陛下には今次の災害を深く御軫念あら

せられ御救恤として御内帑金御下賜の御沙汰を拜し又特に侍従を御差遣優渥なる聖旨を賜ふ、聖恩洪大唯々恐懼感激の至りに堪へざるなり

思ふに今次の水禍は其域頗る廣範に亘り加ふるに到る處交通杜絶と長期滯水とによりその救援極めて困難なるものありしに官民一致よく隣保相扶の實を擧げ應急救助の處置に遺憾なきを得たるは深く欣幸とする所なり、然りと雖も災禍克復の前途遼遠にして災害の復舊並に復興に就ては速かに百年の大計を樹立し禍を轉じて福と爲すの決意なからべからず然も時偶々事變下、國を擧げての重

昭和十三年七月十二日

茨城縣知事 挟 間 茂

木曾路

(五)

牧田修

中仙道

木曾路は、中仙道六十八宿の一部で、美濃路に續く、馬

籠（まごめ）妻籠（つまご）三留野（みとの）、野尻、須原、上松（あげまつ）福島、宮越、鍛原、奈良井、贊川の

大時局に際會し銃後の諸施設亦差措き難きものあり縣是最善を竭して策を練り又衆智に聽きて施措謬りながらしめんとす罹災者よろしく事變下の災害なることに思ひを致し斷じて災禍に挫折することなく愈々傳統の精神を振起し勤労倍加相携へて郷土愛護の至情を高揚し更生の一途に恪勵し縣民諸子亦よく渝らざる援助の熱誠を捧げ舉縣相率ひて銳意復興に邁進し以て聖恩の萬一に應へ奉らんことを期すべし